

北星学園大学同窓会〇〇〇〇支部 会則

(名称)

第1条 本会は北星学園大学同窓会〇〇〇〇支部と称する。(以下「当支部」という)

(目的)

第2条 当支部は会員相互の親睦交流を図り、併せて北星学園大学の発展に努めることを目的とする。

(事業)

第3条 当支部はその目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 会員相互の親睦交流に関する事
- 2 北星学園大学の発展に関する事

(組織)

第4条 当支部は次により組織する。

1 会員

当支部は北星学園大学同窓会員のうち、〇〇〇〇によって組織する。

2 役員

(1) 当支部に次の役員を置く。

支部長	1名
幹事	若干名
会計	〇名
監査	〇名

(2) 役員を選出

当支部の役員は総会において選出する。

(3) 役員の任務

- ア 支部長は支部を代表し、会務を総務する。
- イ 幹事は支部の会務に係わる事項を執行する。

(4) 役員の任期

- ア 役員の任期は〇年とする。ただし、再任を妨げない。
- イ 役員の任期終了後、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
- ウ 欠員により補充された役員の任期は前任者の残任期間とする

(会議)

第5条 当支部の会議は支部総会と役員会とする。

1 支部総会

- (1) 支部総会は定期総会及び臨時総会の2種類とする。
- (2) 定期総会は毎年1回開催し、支部長がこれを招集する。
- (3) 臨時総会は必要に応じ支部長がこれを招集する。
- (4) 支部総会は出席者をもって成立し、出席者の過半数で決議する。

2 役員会

- (1) 役員会は必要に応じて支部長がこれを招集する。
- (2) 支部総会で審議する事項を計画・立案する。支部総会で決定された事項及び必要事項、緊急事項を処理する。

(議決事項)

第6条 支部総会及び役員会において議決する事項は次のとおりとする。

1 支部総会

- (1) 予算、決算及び監査報告に関する事
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事
- (3) 会則の改正に関する事
- (4) その他必要と認める事項

2 役員会

- (1) 事業計画の実施運営に関する事項
- (2) 支部総会に提出する議案
- (3) その他必要と認める事項

(雑則)

第7条 この会則に定めるもののほか必要な事項は支部長が定める。

Ⅱ この規定を改正する時は、支部総会の議決による。

附 則

この会則は20 〇〇年〇〇月〇〇日から施行する